

木材利用
ポイントは
国産材合板で
ゲット！

その木、
木材利用
ポイント実施中
どこの木？



日本合板工業組合連合会



木材利用ポイントとは？

緊急経済対策として平成24年度補正予算で措置され、林野庁が実施する事業です。地域材を利用した木造住宅の新築・増築や内外装の木質化などに対しポイントが発行され、そのポイントを地域の農林水産品等と交換できる制度です。



ポイントの付与対象

木材利用ポイントの付与対象となる工事又は製品は、都道府県協議会又は有識者委員会で認定され、木材利用ポイント事務局に登録された事業者（登録工事業者等）が工事を行い又は製造する以下のものです。（他に木材製品及び木質ペレットストーブ、薪ストーブも対象となります。）



木造住宅（特に構造用合板に関する事項）

平成25年4月1日～平成26年3月31日までに工事に着手し、対象工法によるもので、主要構造材等に対象地域材を材積の過半に相当する量以上使用する木造住宅に限ります。

◆対象工法とは

樹種又は地域を示して定める工法で、あらかじめ定めるものは以下のとおりです。

- スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ又はアスナロを主要構造材等として過半使用する木造軸組工法。
- スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツを主要構造材等として過半使用する丸太組構法。
- スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツを主要構造材等として過半使用する枠組壁工法。

注）過半とは50％を超えることで、50％は対象となりません。

丸太組構法、枠組壁工法では、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ及びアスナロは対象となりません。

◆対象地域材とは

対象地域材とは、下記①～③のいずれか、かつ④に該当する木材をいいます。

- ① 都道府県により産地が証明される制度又はこれと同程度の内容を有する制度により認証される木材・木材製品。
- ② 森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品。
- ③ 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月・林野庁）に基づき合法性が証明される木材・木材製品。
- ④ 資源量が増加しているものであって、事業目的に照らし適切と認められる樹種。（あらかじめ定める樹種：スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ及びアスナロ）

◆構造用合板の使用量のカウント及びポイントの付与数について

- ア ポイント付与対象となる対象地域材の量としてカウントできる構造用合板については、壁に使用する厚さ12mm以上のもの及び床に使用する厚さ24mm以上のもの（ネダノン*など）が対象となります。野地など、壁及び床以外で使用するもの、また、壁及び床に使用するものであってもそれぞれの基準に満たない厚さのものは対象となりませんので、ご注意ください。

表1: 主要構造材等における対象地域材使用量

延べ床面積	対象地域材の量
80㎡未満	4㎡以上
80㎡以上 95㎡未満	5㎡以上
95㎡以上 110㎡未満	6㎡以上
110㎡以上 125㎡未満	7㎡以上
125㎡以上	8㎡以上

表2: 構造用合板に関する部位と厚さの条件

部位	条 件
壁	厚さ12mm以上
床	厚さ24mm以上



* ネダノン®とは、日本合板工業組合連合会の組合員企業が製造・販売する厚さ24mm、28mm以上のJAS構造用合板です。

- イ 壁及び床に使用する構造用合板については、対象地域材が過半（50％は対象外）含まれるもののみが対象となります。また、その場合の対象地域材の材積のカウントの方法は、以下のとおりです。

表3: 構造用合板の材積のカウント方法

カウントの対象となる構造用合板	カウントされる材積
対象地域材のみで構成されるもの	全材積
対象地域材及びそれ以外の樹種で構成されるものであり、対象地域材が全材積の過半以上を占めるもの	全材積の2分の1

- ウ 木材利用ポイント事務局に届け出た供給業者（登録供給業者）が供給する対象地域材を使用した建築材料を用いて登録工事業者等が工事を行うものに限ります。（裏表紙参照）また、主要構造材等として使用する対象地域材の産地、樹種を建築現場において看板への掲示等の方法で広く表示することとされています。

- エ ポイントの付与数については、1棟当たり30万ポイントとなります。ただし、東日本大震災特定被災区域内の住宅について「全壊」等と認定された者等が当該区域に住宅を新築、増築又は購入した場合は1棟あたり50万ポイントとなります。（1ポイントは、1円相当）

(例: $24\text{mm} \times 910\text{mm} \times 1820\text{mm} \times 70\text{枚}$
 $= 0.024 \times 0.91 \times 1.82 \times 70 = 2.7824\text{m}^3$)

木材住宅

供給番号:S29-0000663
発行日:平成 25年 ○月 ○日

(納品証明書の作成は、登録供給業者のみがアクセス可能な入力フォーマットに必要な事項を入力することにより行います。)
以下のとおり対象地域材を使用した建築材料を供給したことを証明します。

供給業者	供給番号	
	M01-0000001	
	事務局管理番号	
	WS-999999	
	流通業者、プレカット事業者等 氏名: 林 太郎 住所: 東京都中央区日本橋△一△一△ 電話: 032222××××	
		印

登録工事業者	登録工事業者番号	
	99-9999999	
	○○工務店株式会社 氏名: 森 三郎 住所: 東京都千代田区霞ヶ関○一○一○ 電話: 031111××××	
	工事(予定)地	
	東京都江東区豊洲△一△一○	
	建物名	
	○○邸	
工法		
木造軸工法		

産地	主な樹種	部位等	対象地域材の量(材積)	認証制度
日本	スギ	合板床24mm以上	2.7824m ³	全国 合法木材等供給事業者認定制度
日本	カラマツ/ その他対象地域材以外	合板壁12mm以上	2.0000m ³	全国 合法木材等供給事業者認定制度
〇〇県	スギ	合板壁12mm以上	2.0000m ³	〇〇県木材認定〇〇
対象地域材の量の合計(材積)			〇(m ³)	

※木材利用ポイント事務局内のホームページ上でデータベースに掲載されている必要があります。



内装・外装木質化(特に合板に関する事項)

平成25年4月1日～平成26年3月31日に着手した内装・外装木質化工事において、対象地域材が過半を占める建築材料を使用する場合、一定面積以上の工事に対し、下表のとおりポイントが付与されます。

床	新築	9㎡ 2.1万ポイント 以降3㎡増えるごとに7千ポイントを加算
	リフォーム	9㎡ 3万ポイント 以降3㎡増えるごとに1万ポイントを加算
内壁	新築	9㎡ 1.5万ポイント 以降3㎡増えるごとに5千ポイントを加算
	リフォーム	9㎡ 2.1万ポイント 以降3㎡増えるごとに7千ポイントを加算
外壁	木質系外壁材	10㎡ 1.5万ポイント 以降10㎡増えるごとに1.5万ポイントを加算
	新規外壁材	10㎡ 7千ポイント 以降10㎡増えるごとに7千ポイントを加算

木材利用ポイントの対象となる内装・外装木質化工事に使用する建築材料(床材・内壁材・外壁材)は下記の2つです。

- (1) 対象地域材のみで構成されている合板等(登録は不要)
 - (2) 登録建築材料(対象地域材以外のものを含み構成された建築材料で、本事業が定めた要件を満たし、有識者委員会で認定・登録されたもの)
- 登録建築材料の詳細については、木材利用ポイント事務局ホームページ内「内装・外装木質化 登録建築材料を検索する」でご確認ください。

(イメージ写真)



1階天井



腰壁



ポイントの交換

ポイントの発行申請期間

平成25年7月1日～平成26年7月31日

ポイントの交換申請期間

平成25年7月1日～平成26年10月31日

ポイントの交換対象商品

地域の農林水産品等、農山漁村地域における体験型旅行、全国商品券・プリペイドカード、地域商品券と交換することができます。また、森林づくり・木づかい活動に対する寄附、被災地に対する復興寄附に充てることもできます。

ポイントの即時交換

ポイント付与対象工事を行った登録工事業者が当該工事と一体的に実施する、木材を使用した別の工事(ウッドデッキの取付け等の外構工事、木の棚の取付け等の家具工事等)の代金に充当することができます。

注) 全国商品券・プリペイドカード(農林水産品関連商品券を除く)への交換及び即時交換を行う場合は、付与されたポイントの50%を上限に利用することができます。

地域商品券とプリペイドカード(農林水産品関連商品券)へ交換を行う場合は50%上限の制限はありません。

参 考

(1) 標準的なサイズの合板 1 枚当りの材積

サイズ (尺) 厚さ	3×6 (910mm×1820mm)	3×8 (910mm×2430mm)	3×9 (910mm×2730mm)	3×10 (910mm×3030mm)	メーターモジュール (1000mm×2000mm)
12mm	0.0199m ³ (50.32枚)	0.0265m ³ (37.69枚)	0.0298m ³ (33.54枚)	0.0331m ³ (30.22枚)	0.0240m ³ (41.67枚)
24mm	0.0397m ³ (25.16枚)	0.0531m ³ (18.84枚)	0.0596m ³ (16.77枚)	0.0662m ³ (15.11枚)	0.0480m ³ (20.83枚)
28mm	0.0464m ³ (21.56枚)	0.0619m ³ (16.15枚)	0.0696m ³ (14.38枚)	0.0772m ³ (12.95枚)	0.0560m ³ (17.86枚)

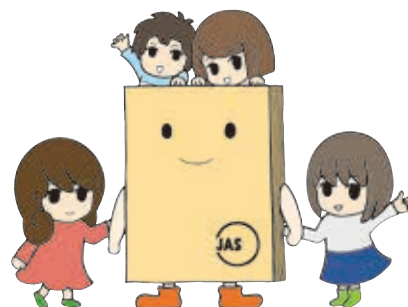
注: () は、1m³当りの枚数

(2) 標準的なサイズの合板 1 枚当りの面積

サイズ (尺)	面 積 (3m ² 当りの枚数)	
3×6	1.6562m ²	(1.81枚)
3×8	2.2113m ²	(1.36枚)
3×9	2.4843m ²	(1.21枚)
3×10	2.7573m ²	(1.09枚)
メーターモジュール (1000mm×2000mm)	2.0000m ²	(1.50枚)

AKG50

(A) あらゆるところに
(K) 国産材 (G) 合板を利用し木材自給率50%を
達成しよう



日本合板工業組合連合会の合法木材等供給事業者認定制度に基づく登録供給業者一覧

事業者名	住 所	TEL.	FAX.
丸玉産業株式会社 津別工場	〒092-0203 北海道網走郡津別町字達美162番地	0152-75-5061	0152-75-5065
ホクヨープライウッド株式会社 宮古工場	〒027-0024 岩手県宮古市磯鶏2丁目3番1号	0193-62-3333	0193-63-3664
ホクヨープライウッド株式会社 東京工場	〒306-0206 茨城県古河市丘里8-1	0280-97-3025	0280-97-3065
石巻合板工業株式会社	〒986-0842 宮城県石巻市潮見町4-3	0225-96-3111	0225-96-3116
セイホク株式会社 石巻工場	〒986-0842 宮城県石巻市潮見町2番地1	0225-22-6513	0225-95-5867
セイホク株式会社 石巻第三工場	〒986-0842 宮城県石巻市潮見町4番地4	0225-22-6513	0225-95-5867
西北プライウッド株式会社 石巻工場	〒986-0843 宮城県石巻市西浜町1番地16	0225-22-6513	0225-95-5867
秋田プライウッド株式会社 向浜第一工場	〒010-1601 秋田県秋田市向浜1丁目1番3号	018-863-3421	018-863-3423
秋田プライウッド株式会社 向浜第二工場	〒010-1601 秋田県秋田市向浜1丁目1番2号	018-863-1811	018-824-0354
秋田プライウッド株式会社 男鹿工場	〒010-0511 秋田県男鹿市船川港船川字海岸通り2号22番3	0185-23-2901	0185-23-2902
新秋木工業株式会社 秋田工場	〒010-1601 秋田県秋田市向浜1丁目8番2号	018-823-7265	018-864-8397
アイプライ株式会社	〒010-0941 秋田県秋田市川尻町字大川反232	018-823-0511	018-863-8452
東京ボード工業株式会社 合板工場	〒136-0082 東京都江東区新木場2丁目12番3号	03-3522-4158	03-3522-4156
東京ボード工業株式会社 リサイクル工場	〒136-0082 東京都江東区新木場2丁目12番5号	03-3522-1522	03-3522-1525
東京ボード工業株式会社 埼玉破碎工場	〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地	048-996-4541	048-994-1660
有限会社アダチ技研 館林工場	〒374-0012 群馬県館林市羽附旭町1143	0276-75-0633	0276-72-3124
株式会社キーテック	〒136-0082 東京都江東区新木場1-7-22新木場タワー8F	03-5534-3741	03-5534-3750
大新合板工業株式会社 本社工場	〒950-0886 新潟県新潟市東区中木戸167番地	025-273-4456	025-273-4491
新潟合板振興株式会社 新潟工場	〒950-0886 新潟県新潟市東区中木戸401番地	025-274-2291	025-274-2295
林ベニヤ産業株式会社 舞鶴工場	〒625-0133 京都府舞鶴市平1000	0773-68-0306	0773-68-0857
林ベニヤ産業株式会社 七尾工場	〒926-8501 石川県七尾市大田町110-43	0767-52-4376	0767-53-6059
森の合板協同組合 森の合板工場	〒508-0421 岐阜県中津川市加子母5371番地17	0573-79-5120	0573-79-5121
湖北ベニヤ株式会社	〒690-0026 島根県松江市富士見町3-13	0852-37-0301	0852-37-2174
島根合板株式会社	〒697-1326 島根県浜田市治和町口895-2	0855-27-1625	0855-27-3685
松江エヌエル工業株式会社 松江工場	〒690-1401 島根県松江市八束町江島1376番地2	0852-76-3730	0852-76-3900
日新林業株式会社	〒684-0075 鳥取県境港市西工業団地88番地	0859-44-3311	0859-42-3555
株式会社日新 本社工場	〒648-0075 鳥取県境港市西工業団地100番地	0859-47-0303	0859-47-0313
株式会社日新 第二工場	〒690-0262 島根県松江市岡本町1062番地	0852-88-2211	0852-88-2940
株式会社日新 四国工場	〒773-0006 徳島県小松市横須町5番38号	0885-38-6103	0885-38-6113
新栄合板工業株式会社 工場	〒867-0034 熊本県水俣市袋赤岸海50番地	0966-63-2141	0966-63-2145

* 都道府県産材認証など、その他の認証制度については、各認証機関にお問い合わせください。

お問い合わせ窓口

●コールセンター [電話番号] **0570-666-799** (有料) [受付時間] 9時00分～17時00分(土・日・祝日含む)

詳しくは右記のURLをご覧ください ▶ <http://mokuzai-points.jp/>

日本合板工業組合連合会

〒101-0061 東京都千代田区三崎町 2-21-2 TEL.03-5226-6677 FAX.03-5226-6678
<http://www.jpma.jp/> E-mail info@jpma.jp

平成 25 年 8 月版